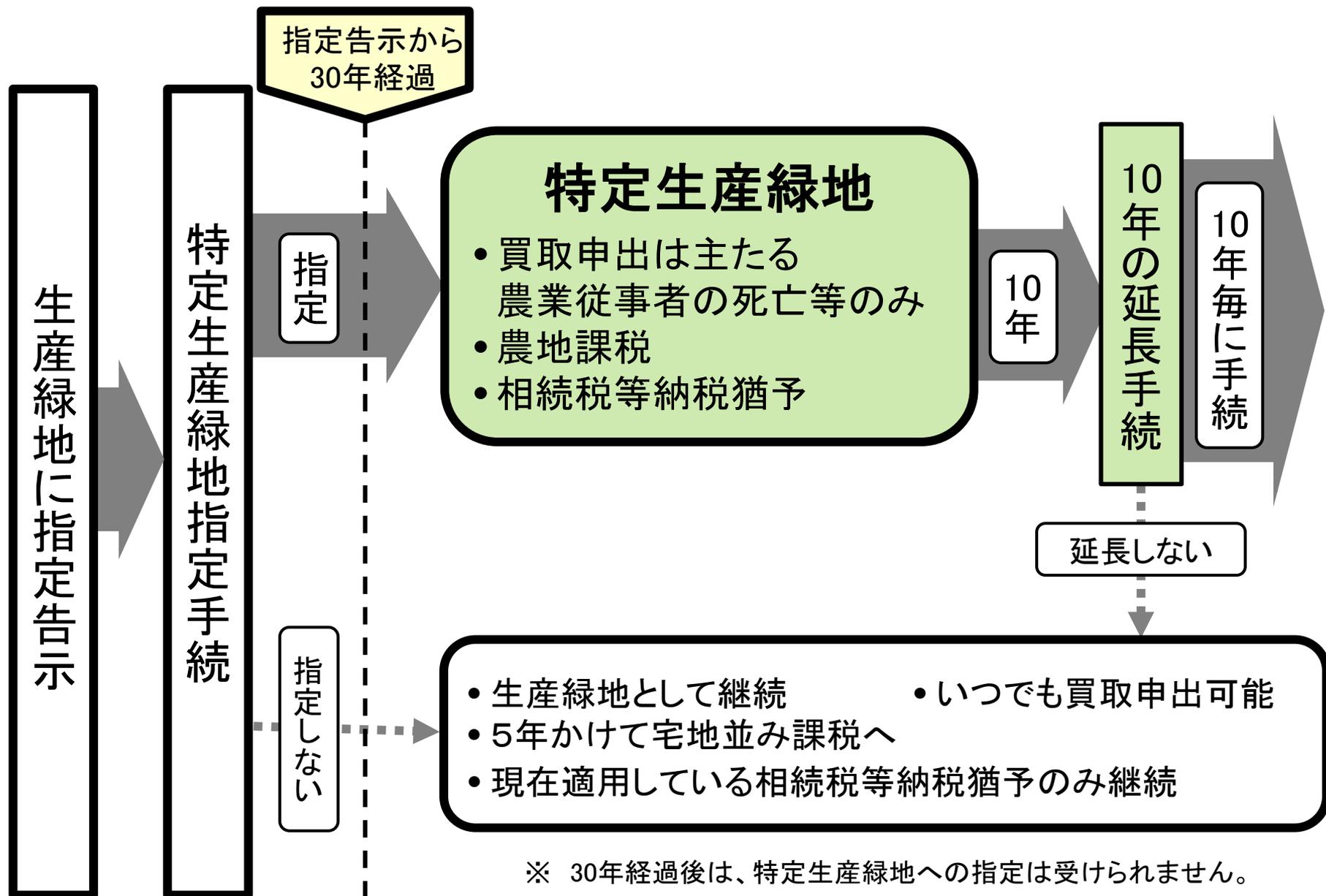


# 報告事項 1

生産緑地法 第10条の2 第3項に基づく  
特定生産緑地の指定

# ■ 特定生産緑地の概要



# ■特定生産緑地の主な指定要件

## 【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

- 原則、1箇所300m<sup>2</sup>以上の規模であること ・ ・ ①
- 農地等として適正に管理されていること ・ ・ ②

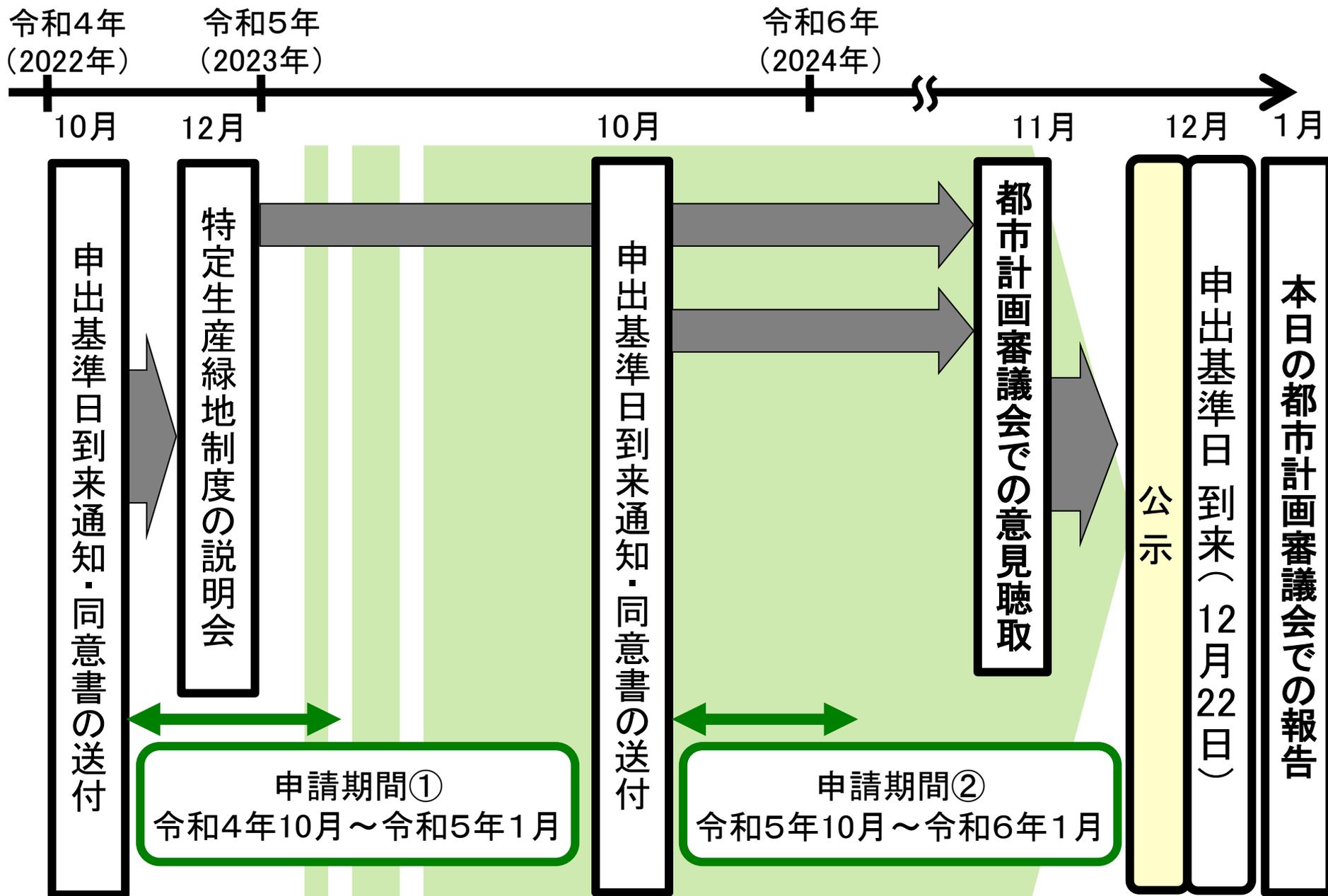
## 【生産緑地法 第10条の2第3項】

- 農地等利害関係人の同意を得ること ・ ・ ・ ・ ③
- 都市計画審議会の意見を聴くこと ・ ・ ・ ・ ④

# ■ 特定生産緑地の指定手続の流れ

平成6年指定の生産緑地

4



# 意見聴取を行った対象

## 対象箇所 A

57箇所  
約8.5ha

平成6年(1994年)12月22日指定告示の  
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件  
①～③を全て満たすもの

## 対象箇所 B

12箇所  
約1.1ha

平成6年(1994年)12月22日指定告示の  
生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を  
満たす可能性があるもの

平成6年指定の生産緑地  
70箇所、約10.0ha

申請後に取下げが  
あったもの

対象箇所A+B  
69箇所、約9.6ha

(令和6年11月15日時点)

# ■特定生産緑地指定状況

## 指定箇所

平成6年(1994年)12月22日指定告示の  
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件  
①～④を全て満たすもの

平成6年指定の生産緑地  
70箇所、約10.0ha

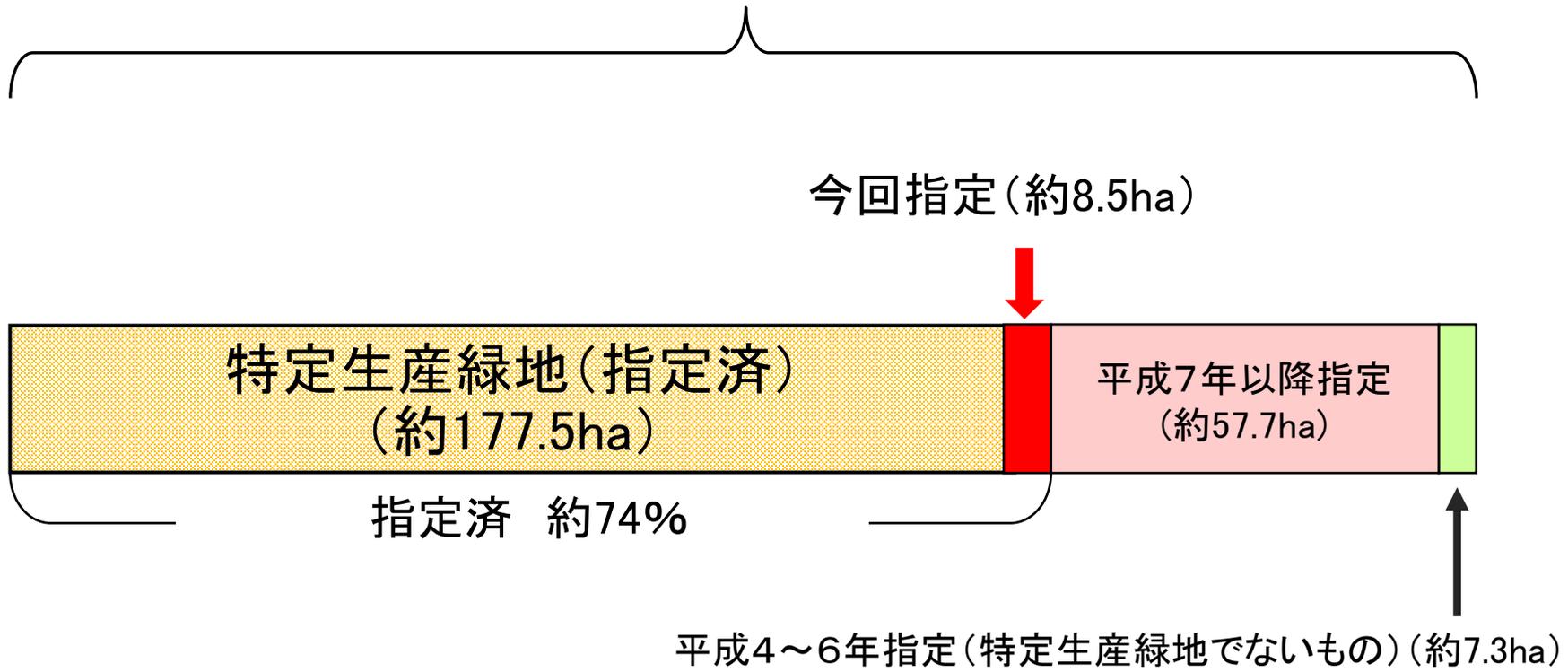
特定生産緑地に指定  
(57箇所、約8.5ha)

約85%

(令和6年12月13日時点)

# ■ 特定生産緑地指定状況

## 全市の生産緑地地区指定状況 1,454箇所、約251.0ha



(令和6年12月時点)